SP271	鈍感剤の含有率が90質量%未満の混合物にあっては、副次危険性等級を6.1とする。
SP303	備考2(2)の高圧ガスの判定基準において引火性高圧ガスに該当するものにあっては、副次危険性等級を2.1とする。
SP362	1　次に該当する物質を含むものは等級2.1の引火性高圧ガスとする。 (1)　引火点が93℃以下の液体のもの (2)　備考2(4)(i)の可燃性固体の容器等級の判定基準において容器等級Ⅱ又はⅢに該当するもの (3)　備考2(2)(i)の高圧ガスの判定基準において引火性高圧ガスに該当するもの 2　備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級Ⅱ又はⅢに該当する物質を含むものにあっては、副次危険性等級を6.1とし、備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において容器等級Ⅱ又はⅢに該当する物質を含むものにあっては、副次危険性等級を8とする。
SP943	水で作動する火工品にあっては、副次危険性等級を4.3とする。

備考 5　少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。ただし、内装容器に収納される危険物の質量又は危険物の内容量は、内装容器1個当たりの許容容量又は許容質量を示すものとし、火薬類を除き総質量が20kg以下の場合にあっては、内装容器がシュリンク包装又はストレッチ包装によりトレイ上に堅固に固定されていれば、外装としてトレイを用いることができる。（ただし、内装容器としてガラス、陶器、磁器、特定のプラスチックその他の破壊されやすいものを使用する場合は、中間容器に収納しなければならない。）

記号	意義
SP236	当該危険物に含まれる引火性液体類の内装容器の許容容量に適用する。
SP277	備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級Ⅱ又はⅢに該当する物質を含むものにあっては、120mLとする。
SP364	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部16.7節の試験要件に適合するものであること。

注 1　容器等級Ⅱの液体の腐食性物質をガラス製、陶器製又は磁器製の内装容器に収納する場合は、硬質の中間容器に収納すること。

備考 5の2　微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

(1)　記号E1、E2、E3、E4及びE5の意義

記号	一内装容器当たりの許容容量又は許容質量（固体についてはg、液体及び気体についてはmlを単位とする。）	一外装容器当たりの許容容量又は許容質量（固体についてはg、液体及びml気体についてはmlを単位とする。ただし、混載される場合にはg及びmlの合計量とする。）
E1	30	1000
E2	30	500
E3	30	300
E4	1	500
E5	1	300

注 1　高圧ガスについては、内装容器に示される容量は内装容器の内容積を表し、外装容器に示される容量は同一外装容器内に収納されたすべての内装容器の内容積の合計を表すものとする。

2　異なる記号が割り当てられている微量危険物が同一外装容器内に収納される場合には、一外装容器当たりの総質量は最も制限的な記号に対応する量に制限されなければならない。

3　微量危険物を収納する容器は、次の要件に適合するものでなければならない。

イ　内装容器はプラスチック（液体の危険物を収納する場合は、その板厚は0.2mm以上であること。）、ガラス、磁器、せっ器、陶器又は金属を用いたものであること。

ロ　内装容器の閉鎖具は、針金、テープその他有効な方法により確実に固定されていること。

ハ　内装容器にねじ型のくびがついている場合、その蓋は、漏れを防止できるねじ型のものであること。

ニ　各内装容器は、緩衝材とともに中間容器に確実に収納されていること。

ホ　中間容器は、その向きにかかわらず、破損又は漏洩した場合に内装容器内の危険物を完全に包含できること。

ヘ　中間容器は、危険物が液体の場合に内装容器内の危険物を吸収するのに十分な吸収剤を有していること。この場合において、その吸収剤を緩衝材として使用することができる。

ト　中間容器は、強固な外装容器（木製、ファイバ板その他強固な材質を有するもの）に確実に収納されていること。

チ　各容器はIMDGコード3.5.3に規定する容器試験基準に適合するものであること。

4　E1、E2、E4又はE5が適用される微量危険物のうち、注3の要件に適合するものであって次の要件を満足したものは危険物明細書の提出を要しない。ただし、通常運送時に内装容器の損傷又は内容物の漏洩が起こらないように、又液体を収納する場合は内装容器と共に収納される吸収材によって内装容器内の危険物全体が吸収できるように、内装容器が安全に外装容器に収納されている場合には中間容器は必要としない。

イ　各内装容器に収納される危険物の量が、液体及び気体にあっては1ml、また、固体にあっては1g以下であること。

ロ　輸送物に収納される危険物の量が、液体及び気体にあっては100ml、また、固体にあっては100g以下であること。

5　隔離の規定に拘わらず、相互の作用により発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こす恐れがない場合には品名の異なる危険物を同一外装内に収納することが出来る。

(2)　記号SP340の意義

記号	意義
SP340	1　備考10のSP236の1(1)及び(2)の要件に適合する危険物を収納するポリエステル樹脂キットであって、当該ポリエステル樹脂キットに収納される危険物の容量が、(1)の記号で定める容量以下であるものは、微量危険物として運送することができる。この場合において、有機過酸化物の許容容量又は許容質量は、記号E2で定めるものとする。 2　備考10のSP251の1(1)の要件に適合する危険物を収納する化学検査キット又は救急キットであって、当該化学検査キット又は救急キットに収納される危険物の容量が、(1)の記号で定める容量以下であるものは、微量危険物として運送することができる。この場合において、有機過酸化物の許容容量又は許容質量は、記号E2で定めるものとする。